

申請に関する注意事項

※必ずご確認ください

- 必要書類は全てそろえて提出して下さい。
- 利用調整の決定は、書類審査や家庭状況の調査等（実態調査を含む）により決定いたします。
- 入所申込数が定員を上回る等の事情により、保育の必要性が高いと判断されても入所できない、もしくは希望順位の低い施設に内定する場合があります。あらかじめご了承ください。
- 申請内容や添付書類等に虚偽がある場合、保育施設における集団生活に支障がある場合は、入所を取り消すことがあります。
- 4月1日入所を希望する転入予定の方は、3月10日までに転入手続きを行ってください。期日までに転入が確認できない場合、内定・決定が取り消されます。
- 児童に歩行・言語等の発達の遅れや病気等があると思われる場合は、入所申込時に申し出て下さい。
- 満1歳以上の児童はMR（麻しん・風しん）の予防接種を済ませるようにして下さい。
- 保護者の婚姻・離婚、出産、仕事の変更・雇用契約期間変更・退職等、入所申込時と家庭の事情が変わった場合は、必ず福祉課へご連絡下さい。支給認定の変更申請が必要な場合や、利用者負担額が変更となる場合があります。利用者負担額の変更時、事実発生日に遡り、差額を追納していただく場合があります。
- 求職活動の支給認定有効期間は 90日です。有効期間が切れると、施設の利用ができなくなります。保護者の求職による申立書の利用は原則年度1回限りとします。
- 年度途中で別の保育施設へ転園（保育所を移る）を希望される場合は、退所後、新規児童として取り扱います。希望施設に空きがでた場合は、保育の必要性の高い順に随時案内しますので、必ず入所できるとは限りません。また、転園希望先へ入所できない場合でも、現在、在園している保育施設に戻る保障はありません。
- 保育施設を退所する場合は、退所の10日前までに福祉課で退所手続きをとって下さい。
- 村外へ転出する場合、1日に転出の場合は前月末、2日以降に転出の場合は当月末で退所となります。

提出前セルフチェック

No.	必要書類（★は提出必須書類です）	チェック欄
1	★教育・保育給付認定申請書（現況届）兼利用申込書	<input type="checkbox"/>
2	★同意書	<input type="checkbox"/>
3	★児童の状況調査票	<input type="checkbox"/>
4	★保護者等の就労状況等を確認する書類（パンフレット p.6 参照）	父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/>
5	世帯の状況を確認する類（パンフレット p.7 参照）	<input type="checkbox"/>
6	利用者負担額の算定に必要な書類（パンフレット p.7 参照）	<input type="checkbox"/>
7	委任状（該当者のみ）	<input type="checkbox"/>